

8月9日(日)は寄居町長選挙・ 寄居町議会議員補欠選挙の投票日です！

寄居町長選挙と寄居町議会議員補欠選挙が8月4日(火)に告示され、8月9日(日)に投票が行われます。この選挙は、私たちの毎日の暮らしに密接するとても大切な選挙です。貴重な一票を大切にしましょう。

※補欠選挙とは、議員の定数に欠員が生じた場合、その補充をするために行われる選挙です。

☎ 町選挙管理委員会 581・2121 内線 181・182



投票日等の日程

- 選挙時登録の基準日** 8月3日(月)
- 選挙期日の告示日** 8月4日(火)
- 立候補の届出日・場所** 8月4日(火) 午前8時30分～午後5時 役場6階会議室

期日前投票

- 期間** 8月5日(水)～8日(土)
 - 時間** 午前8時30分～午後8時
 - 場所** 役場1階101会議室
- ※入場券の裏面、または期日前投票所に備え付けの「宣誓書(兼請求書)」への記入が必要です。
※平日の午後5時30分以降と土曜日は、庁舎北口からお入りください。

- 選挙期日(投票日)・投票時間** 8月9日(日) 午前7時～午後8時
- 開票日時・場所** 8月9日(日) 午後9時～ 総合体育館・アタゴ記念館

投票できる方

次の全てに該当し、寄居町の選挙人名簿に登録されている方

- 日本国民である方
 - 平成20年8月10日までに生まれた方
 - 令和8年5月3日までに寄居町に転入の届け出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※町長選挙と町議会議員補欠選挙では、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出した時点で投票することができなくなりますので、ご注意ください。

入場券を郵送します

投票所入場券は、8月上旬に各世帯に順次郵送します。1通の圧着はがきに4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、ご自分の入場券を切り取って、入場券に記載されている投票所にお持ちください。なお、入場券を紛失した場合は、町選挙管理委員会、または投票日に所定の投票所の係員に申し出てください。

投票所を変更します

第1投票区の投票所を「寄居町勤労福祉センター(よりの会館)」から「寄居町民ホール」に変更します。お間違えのないようご注意ください。



こんなときは期日前投票・不在者投票を

投票日当日に、仕事で投票所に行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な方、投票日当日にこのような事由が見込まれる方などは、期日前投票、または不在者投票をすることができま

不在者投票

●**指定施設等での不在者投票**
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所の方は、その施設で投票することができます。投票を希望する方は、各施設へお問い合わせください。なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

滞在地での不在者投票

国内での長期出張などで、投票日当日に投票所へ行くことができない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会です。希望する方は、町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。請求後、投票用紙等を滞在する住所に郵送しますので、投票用紙等を持参し、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。投票先の選挙管理委員会から町選挙管理委員会にその不在者投票が郵送されます。郵送等に日数がかかりますので、請求はお早めにお願います。

なお、投票用紙等の請求は、告示日前で

もできます。

※投票できる場所や時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方が自宅等で投票することができ、この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の要件等に該当する方が利用できます。

この制度を利用するためには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を希望する方は、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。また、既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前(8月5日(水))までに投票用紙等を請求してください。

投票には次のような方法もあります

代理投票

身体の障害等により、ご自分で文字を書くことができない方は、投票所で投票管理者に申し出てください。本人が指示した候補者の氏名を、投票所の代理投票補助者が本人に代わり記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

■明るい選挙を実現するための寄附禁止のルール



贈らない・求めない・受け取らない

**政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！**

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。

例えば、こんな行為はできません。

- 政治家が、選挙区内の方に年賀状や暑中見舞いを出すこと
- 会費制でない会合で、政治家がお金を支払うこと(飲食代相当額であっても支払うことはできません)
- 町内会の役員が、お祭りのときに政治家に寄附を求めること
- 政治家が、町内の親睦旅行にせん別を出すことや、各種会合に飲食物を差し入れるなどの寄附をすること

点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者に申し出てくださ

ポスターは公営掲示場

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されます。候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場以外に掲示することはできません。

選挙運動用ピラについて

頒布できるピラは候補者1人につき、町選挙管理委員会に届け出た2種類以内、枚数は、町長選挙が5000枚、町議会議員補欠選挙が1600枚以内で、サイズはA4判以内のものです。なお、このピラには町選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。頒布方法は新聞折込みや候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、または街頭演説の場所での頒布に限られます。